



耕作目的での農地取得[農地法3条申請]

農地を耕作する目的で、売買・貸し借りする場合には次の手続きを行ない、許可を得る必要があります。



提出する書類 次の書類の他に必要となる書類がある場合もありますので事務局でご確認ください。

書類名	備考
農地法第3条許可申請書	農業委員会事務局
土地登記簿謄本（全部事項証明書）	申請地のもの（鹿児島地方法務局屋久島出張所（宮之浦））
公図（地籍図等）	申請地の周辺も含むもの（縮尺2000分の1ないし1000分の1・法務局で交付）
営農計画書	農業委員会事務局
住民票（抄本）	申請者が町外に居住している場合
戸籍附票（抄本）	土地所有者の現住所が、土地登記簿謄本に記載されている住所と違う場合（住民票で確認できるものであれば住民票でもよい）
法人登記簿謄本・定款	申請者が法人の場合
所有者の同意書	所有権以外の権利に基づく申請の場合
小作人の同意書	申請地が小作地の場合



3条許可基準 次のいずれかに該当する場合は、許可することができません。（法第3条第2項）

許可できない場合	条項	内容
不耕作目的の取得禁止	3条2項1号	権利を取得しようとする者またはその世帯員が取得後、耕作等に供すべき農地等のすべてについて耕作等を行うと認められない場合
農業生産法人以外の法人の権利取得の禁止	3条2項2号	農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合
信託の引受の禁止	3条2項3号	信託会社、信託銀行等は、農地等を信託財産とする信託の引受をして農地等の所有権等を取得することはできない。
経営受託等による権利取得の禁止	3条2項3号	耕作等の委託を受けることにより権利が取得されることになる場合
常時従事しない場合の権利取得の禁止	3条2項4号	権利を取得しようとする者またはその世帯員が取得後において行う耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められる
下限面積制限	3条2項5号	権利を取得しようとする者またはその世帯員が、その取得後において耕作すべき農地の面積の合計が30アール以上でなければならない
小作地等の転貸等禁止	3条2項6号	借入地等を転貸または賃入れしようとする場合
効率的に利用しない場合の権利取得の禁止	3条2項1号	権利を取得しようとする者またはその世帯員の農業経営の状況、その住所地から農地までの距離等からみて、効率的に利用して耕作等の事業を行うことができると認められない場合
農地の集団化及び周辺農地への支障	3条2項7号	農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農業に支障を生じるおそれがある場合

貸借による法人・個人が農業に参入する場合

貸借による権利が設定される場合は3条第2項及び第4項の規程にかかわらず許可できる。	3条第3項	借入れた農地を適正に利用していない場合か貸借権の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。 地域の農業における適切な役割分担の下継続的な農業経営が見込まれること。 法人である場合は業務執行役員のうち一人以上のものが耕作の事業に常時従事すること。
---	-------	---

